

ダイバーシティ人材確保 と 協力金支給 のご提案 — SDGs の実践 —

就労訓練事業の受入体制モデル事業所 募集のご案内

訓練者受入れ準備を一緒に考えます！



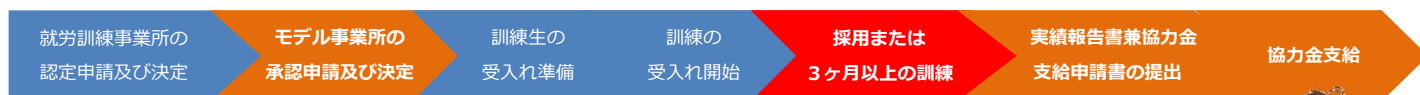
訓練者を受入れるには、以下のような準備が必要です。

- 業務・仕事内容の切り出し
対象者の個々の適性を把握した上で、既存業務を分解する等により対象者の状態や就労訓練事業における就労形態に応じた作業を割り当てます。
- 就労日・時間の設定
対象者の状態等に応じて、毎日の就労としないことや、午前のみ又は午後のみ
の就労など仕事内容との兼ね合いも意識しながら設定します。
- 就労支援プログラムの作成
就労訓練事業の実施内容、対象者の目標等を記載したプログラムを作成します。

協力金を支給いたします



生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業として生活困窮者（生活保護受給者を含む）
を受入れていただき、
訓練後に採用いただいた場合、或いは
3ヶ月以上の就労訓練を実施した場合に **1事業所あたり20万9千円を支給※**いたします。
※実績報告の内容により支給の可否について判断します。



受入体制モデル事業所の承認基準

- 生活困窮者（生活保護受給者を含む）の受入予定のある事業所であること。
- 他の労働者と同様の働き方が困難な対象者に対しては、状況に応じた柔軟な就労形態、就労内容が可能であること。
- 対象者の訓練に必要な支援を適切に実施できること。
- 自立相談支援機関又は福祉事務所と円滑に連携できること。
- 受入れに当たって体制づくり等の取組について、県のホームページ等で公表することについて同意していること。
- 実施した就労訓練や研修の内容について、可能な限り詳細な記録と写真を残し、それらを県に提供することに同意すること。



詳しくはホームページで

神奈川県 就労訓練事業

検索

